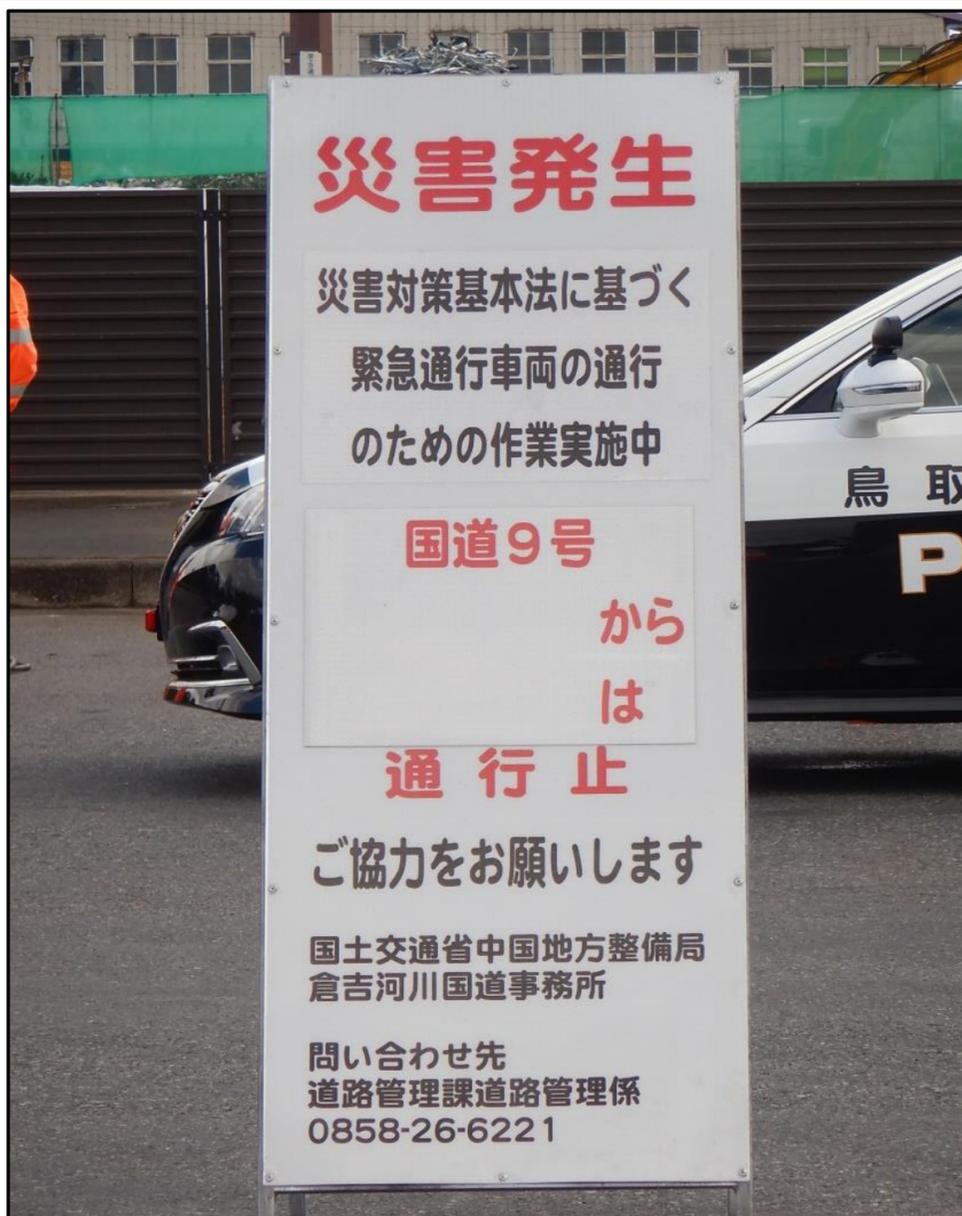


<お知らせ> 「車両移動訓練」を行いました

◆11月11日(水)、東伯郡北栄町由良宿地内の道の駅大栄駐車場にて「車両移動訓練」を行いました
～雪害時における早急な道路交通の確保と人命救助のために!～



訓練状況



<災害対策基本法>

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずることが可能な法律。

<概要>

- 1.緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策（災害応急措置として創設）
- 2.土地の一時使用等
- 3.関係機関、道路管理者間の連携・調整